

野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項第1号の規定による賃金等の最低額は、別表のとおりとする。

野田市 総務部 管財課

別表 野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額（平成30年3月以降に締結する契約から適用）

1. 公共工事設計労務単価に定められる職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
1 特殊作業員	2,412	27 普通船員	2,402
2 普通作業員	2,030	28 潜水士	4,080
3 軽作業員	1,477	29 潜水連絡員	2,901
4 造園工	2,210	30 潜水送気員	2,901
5 法面工	2,635	31 山林砂防工	2,805
6 とび工	2,837	32 軌道工	4,867
7 石工	2,859	33 型わく工	2,572
8 ブロック工	2,635	34 大工	2,625
9 電工	2,359	35 左官	2,805
10 鉄筋工	2,880	36 配管工	2,253
11 鉄骨工	2,561	37 はつり工	2,572
12 塗装工	2,763	38 防水工	2,975
13 溶接工	2,922	39 板金工	2,859
14 特殊運転手	2,402	40 タイル工	2,349
15 一般運転手	2,136	41 サッシ工	2,614
16 潜かん工	3,082	42 屋根ふき工	2,465
17 潜かん世話役	3,645	43 内装工	2,816
18 さく岩工	2,922	44 ガラス工	2,550
19 トンネル特殊工	3,050	45 建具工	2,497
20 トンネル作業員	2,497	46 ダクト工	2,221
21 トンネル世話役	3,358	47 保温工	2,285
22 橋りょう特殊工	3,103	48 建築ブロック工	2,423
23 橋りょう塗装工	3,199	49 設備機械工	2,317
24 橋りょう世話役	3,485	50 交通誘導員A	1,456
25 土木一般世話役	2,497	51 交通誘導員B	1,265
26 高級船員	3,039		

2. その他の職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
52 電気通信技術者	3,188	57 船団長	3,039
53 電気通信技術員	2,147	58 潜水世話役	4,080
54 製作工（橋梁）	2,859	59 機械設備製作工	2,540
55 機械工	2,922	60 機械設備据付工	2,232
56 助手	2,030		

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額で1時間当たりの単価とする。